

緊急事態宣言における
労働者の感染防止・安全確保、雇用維持等に関する

要請書

2020年4月27日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

U Aゼンセン神奈川県支部
支 部 長 新 敦
神奈川県支部運営評議会
議 長 丸 山 秀 和

緊急事態宣言における労働者の感染防止・安全確保、雇用維持等に関する要請

新型コロナウイルス感染症に関して緊急事態宣言が出されました。

緊急事態宣言では、休業を要請される施設がある一方で、社会生活を維持する上で必要な施設（医療・介護施設、食料品等の生活必需物資販売施設、飲食店、交通、物流、金融等）は、適切な感染予防対策を行ったうえで営業継続する施設とされています。

休業要請を受けた事業で働く労働者には、雇用や所得の不安があり、営業継続の事業で働く労働者には、感染リスクはもとより過剰労働、顧客からの迷惑行為の対応等の不安が高まっています。労働者（その大半は地域生活者）の安心と安全を確保するため、下記のとおり要請します。

記

1. 休業や営業時間短縮を要請する企業に対して

緊急事態宣言により、休業を要請する企業に対しては、従業員の雇用を維持するよう指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。

特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の収入減を招かないよう、休業手当等の支給、雇用調整助成金の活用等の指導をすること。

また、企業のみならず、労働者に対しても、休業手当等の支払いが受けられることや企業が雇用調整助成金等を活用し、雇用を維持する制度があることを分かりやすく発信すること

2. 事業継続を要請する企業に対して

(1) 県からの明確な営業要請

事業継続を要請する企業（食品スーパーやドラッグストア等々）に対しては、県から明確に営業要請を行い、合わせてその内容を県民に発信すること

また、感染の不安を抱えながら働く従業員に対して知事としてメッセージを発信すること

(2) 感染防止対策

1) 従業員（地域生活者）と来店客（県民）の感染防止・混乱防止のためのガイドラインの策定と事業者および県民への発信・指導をすること

<例>

＝事業者へ＝

- ① 入場（店）者数の制限、在店時間の制限（または短時間の買い物を促す）
- ② 掲示物等で顧客に距離を取るよう周知
- ③ 間隔をあけてのレジ待ち、床に距離を示す安全マークの表示
- ④ 顧客と従業員が接触する場所に飛沫防止シールドの設置
- ⑤ 手袋をはめての金銭授受やキャッシュトレイを介しての金銭授受

= 県民へ =

- ① 各家庭からは最少人数の訪店を要請
- ② 週末の買い物は店が混雑するので極力回避
- ③ 入店時には必ずマスクを着用
- ④ 「マスク・消毒関連商品以外は買い溜めがなければ安定供給が出来ること」「必要な物を必要な分だけ買い物をすれば商品は無くならないこと」を発信

- 2) 保健所の相談体制を拡充すること（人員の確保と電話回線の増設）
- 3) 感染が疑われる者については、速やかにPCR検査を受けられる体制を構築すること
- 4) 各市町村に「対人接触率の高い継続事業施設へ優先的に消毒液を配布する」よう要請すること

(3) 安全対策

- 1) 店舗内でのトラブル・犯罪抑制のための警察巡回の強化をすること
- 2) 来店客による迷惑行為を軽減するための事業者への警備員増員要請および周知広告の作成をすること

(4) 業務従事者の保護（事業者への発信）

- 1) 学校休業に対応する有給休暇の確実な取得
- 2) 出勤せざるを得ない従業員の子の保育施設や学童施設の受け入れ
- 3) 妊産婦への配慮
- 4) 従業員が確保でき、過重労働とならない営業時間の設定
- 5) 感染のリスクを負いながら就業している従業員へ特別手当（緊急事態協力金等）を支給した企業に対して、その一部を助成する制度の創設

以上